

# 静岡県立袋井高等学校同窓会規則

## 第 1 章 総 則

第 1 条 本会は、静岡県立袋井高等学校同窓会と称し、事務局を袋井市愛野 2 4 4 6 - 1 の静岡県立袋井高等学校内に置く。

第 2 条 本会は、会員相互の親睦をはかると共に、母校の発展に寄与することを目的とする。

第 3 条 本会は、次の会員をもって組織する。

1. 正 会 員 静岡県立袋井高等学校卒業生
2. 特別会員 静岡県立袋井高等学校現職員
3. 名誉会員 静岡県立袋井高等学校旧職員

## 第 2 章 事 業

第 4 条 本会は、目的達成のための次の事業を行う。

1. 名簿、会報等の発行
2. 母校と連絡連携、母校の後援
3. 母校の名誉を高めた会員及び在校生の顕彰
4. 正会員、特別会員及び名誉会員の弔慰
5. その他、必要と認める事業

## 第 3 章 役 員

第 5 条 本会は、次の役員を置く。

1. 名誉会長 1 名
2. 会 長 1 名
3. 副 会 長 若干名
4. 理 事 各期 2 名、特別会員若干名
5. 評 議 員 各学級 2 名
6. 監 事 2 名
7. 庶務・会計 4 名（正会員・特別会員から 2 名ずつ）
8. 特別理事 各期 1 名

なお、本会に顧問を置くことができる。

第 6 条 役員任期は 2 年とし、その選出方法は次の通りとする。

1. 名誉会長には、母校校長を推薦する。
2. 顧問は、会長が推薦する。
3. 会長、副会長、監事、庶務・会計は理事会が推薦し、総会の承認を得て決定

する。

4. 評議員は各クラスの推薦により、理事は各期評議員の互選により選出し、会長が委嘱する。
5. 特別理事は、会長が委嘱する。

第7条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は、会務を総理し、本会を代表する。  
副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
2. 庶務・会計は、本部・事務局で会務を整理するとともに、母校との連絡にあたり、監事は、本会の会計を監査する。
3. 評議員は、各クラス会員を、理事は各期を代表し、本部と各会員の連絡の要となり、本会事業の推進をはかる。
4. 会長が交代する場合 会長は、借入金の未償還元金の保証人になる。
5. 特別理事は、総会の運営を補助する。

#### 第4章 会 議

第8条 本会の会議は、総会、理事会、評議員会とし、会長が招集し議事を進行する。各会議の議事は、出席者の過半数をもって決定する。

第9条 総会は、毎年1回開催し、会務並びに会計の報告及び計画等について審議決定する。

1. 緊急を要する場合は、理事会の議決をもって総会の決定に代えることができる。

#### 第5章 会費および会計

第10条 本会の会費および事業費は、会費、寄付金その他をもって充てる。

1. 正会員は入会の際、会費として終身会費15,000円を納入するものとする。
2. 本会の会計年度は毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

#### 第6章 補 則

1. 本会則は、昭和60年12月1日より実施する。
2. 第4条4項の弔慰規定は別に定める。
3. その他、特別の事態が生じたときは、理事会にて審議する。
4. 規則一部変更（第5章第10条1）平成5年2月22日から施行する。
5. 規則一部追加（第3章第7条4）平成26年3月15日から施行する。
6. 規則一部追加（第1章第1条）平成28年9月1日から施行する。
7. 規則一部追加（第3章第5条8、第6条5、第7条5）令和1年8月17日から施行する。
8. 規則一部追加（第4章第9条1）令和2年8月22日から施行する。